建 8 委第 206 号

（都）根廻・初原線道路詳細設計業務委託

特記仕様書

１．適用範囲

本特記仕様書（以下「特仕」という。）は、松島町が実施する「(都）根廻・初原線道路詳細設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務は、「契約書」、「特仕」、宮城県「宮城県土木部制定共通仕様書（建設関連業務）〈最新版〉」、その他関係法令に準拠して実施しなければならない。

なお、準拠文献等のうち、本業務に必要なき事項については、適用を除外する。

２．業務目的

本業務は、(都）根廻・初原線の初原工区における道路詳細設計、路線測量及び現地測量を実施するものである。

３．業務内容

（１）設計業務　設計延長 L=350m

道路詳細設計（B）予備設計なし	1 式
打合わせ協議（中間 3 回）	1 業務
関係機関との協議資料作成	1 式
関係機関協議	1 機関

（２）測量業務

作業計画（路線測量）	0.35km
現地踏査（路線測量）	0.35km
線形決定	0.35km
IP 設置（座標値を持たない）	0.35km
中心線測量	0.35km
仮 BM 設置測量	0.35km
縦断測量	0.35km
横断測量	0.35km
打合わせ協議（中間 1 回）	1 業務
現地測量	0.01k ㎡

（３）関係機関との協議

本業務の遂行にあたっては、下記機関との協議を行うものとする。

①宮城県道路公社（松島大郷 IC、黒ヶ沢橋）

※以下については場合によっては協議の可能性がある機関である

②宮城県公安員会（95 条の２協議）

③土地区画整理組合

④文化庁（埋蔵文化財）

⑤水利組合（用排水路検討）

※協議する関係機関が増えた場合は受注者と協議します。

４．納入成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

（１）実施設計図	A3 縮小版２部
（２）数量計算書	A4 ファイル製本２部
（３）関係機関協議資料	A4 ファイル製本２部
（４）報告書（Ａ４判ファイル製本）	A4 ファイル製本２部
（５）上記電子データ	一式

業務完了後、受注者の責に帰すべき理由による成果品の不備が発見された場合は、速やかに訂正および補足、その他の必要な措置を講ずるものとする。

５．成果品のとりまとめ

納品成果品のとりまとめは、下記のとおりとする。

電子データについては、製本による成果品の体裁をＰＤＦ形式に変換、整理したもののほか、作成したデータを下記の形式により格納すること。

（１）文章	Ｗｏｒｄ形式
（２）表・グラフ	Ｅｘｃｅｌ形式
（３）写真	ＪＰＥＧ形式
（４）図面データ	ＪWW型式、ＤＷＧ形式及びＳＦＣ形式

６．参考文献等の明記

（１）文献等の資料を引用した場合は、その文献、資料名等を明記しなければならない。

（２）参考文献等の引用にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

７．入札参加条件及び配置予定技術者

受注者は、「建設コンサルタント（道路）」において松島町に入札参加資格登録がなければならない。

管理技術者は、本業務の履行にあたり、下記の全てを満たす者でなければならない。

（１）技術士（建設部門-道路）又は
　　ＲＣＣＭ（道路）の資格を有していること

（２）日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）

（３）宮城県内の本店又は支店若しくは営業所に常駐していること

照査技術者

（１）技術士（建設部門-道路）又は
　　ＲＣＣＭ（道路）の資格を有していること

（２）日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）

８．提出書類

受注者は、業務の着手および完了にあたって、契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出し、承認を受けるものとする。

（１）業務実施計画書

（２）着手届

（３）管理技術者・照査技術者選任届（経歴・資格証を添付）

（４）工程表

（５）完了届および納品書

（６）その他必要書類

９．関係官公庁その他手続き

（１）受注者は、本業務を実施するため関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに処理するものとする。

（２）受注者は、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に報告し、協議すること。

１０．現場作業

（１）現場作業員は、必要に応じて身分証明書を携帯すること。

（２）作業の過程においてやむを得ず民有地へ立ち入り作業を行う場合は、事前に担当職員に報告し、地権者等の了解を得ること。

１１．行政情報流出防止対策の強化

（１）受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策を

講じなければならない

（２）発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じて報告を求め、検査確認を行うことができる。

１２．その他

（１）本業務は繰越による工期の延期を行わない。

（２）入札公告時点において現地測量及び予備設計（概略ルート選定）を実施中であり、前工程の業務が完了次第、順次詳細設計を行う必要がある。

※予備設計成果は令和９年１月下旬を見込んでいる

※現地測量成果は令和９年１月下旬を見込んでいる。

（３）現地測量成果は３次元点群データの納品となる。本業務では詳細設計に必要な補足的な測量を想定している。

１３．疑義

「特仕」に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議のうえ、定めるものとする。